

## 令和5年第7回小清水町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和5年12月12日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
(議長諸報告について)  
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 選挙第 5号 選挙管理委員及び補充員選挙について
- 第 5 意見案第 4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書(案)の提出について
- 第 6 意見案第 5号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書(案)の提出について
- 第 7 意見案第 6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)の提出について
- 第 8 一 般 質 問
- 第 9 議 案 第58号 小清水町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議 案 第59号 小清水町立小清水保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議 案 第60号 小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議 案 第61号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議 案 第62号 令和5年度小清水町一般会計補正予算(第6号)について
- 第14 議 案 第63号 令和5年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第15 議 案 第64号 小清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 第16 議 案 第65号 小清水町活性化センターの指定管理者の指定について
- 第17 議 案 第66号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 第18 議 案 第67号 小清水町手数料条例の一部を改正する条例制定について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	木戸寛治君
3番	高谷貴子君	4番	氣田敏和君
5番	瓜田新一君	6番	鬼塚茂君
7番	工藤孝一君	8番	和田彩君
9番	更科浩司君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町農業委員会長	佐藤昌嗣君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	牧野尚樹君
企画財政課長	畔木雅之君
町民生活課長	荒木和正君
保健福祉課長	組野麻記君
産業課長	石丸寛之君
建設課長	西川豊人君
保育所長	佐藤大吉君
生涯学習課長	村上信二君
農業委員会事務局長	石丸寛之君
監査委員事務局長	斉藤高広君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	斉藤高広君
書記	谷綾乃君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和5年第7回町議会定例会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

2番 木戸寛治議員 9番 更科浩司議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

工藤孝一議会運営委員長。7番。

○議会運営委員長（工藤孝一君）7番。それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。

令和5年第7回町議会定例会を開催するに当たり、去る12月8日及び本日、議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会会期、運営等について協議いたしました。

本定例会の議員提案は4件、町長提案は10件であります。また、一般質問6名8件が通告されております。

以上、内容を慎重に審議し、判断いたしまして、本定例会の会期は、本日1日とすることが適当であると判断したところでございます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたしました。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を斉藤事務局長から報告させます。

○事務局長（斉藤高広君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

9月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。

本日の議案につきましては、事前配付に関わるもの以外に、議案第67号、小清水町手数料条例の一部を改正する条例制定について及びその説明資料として新旧対照表を配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。定例町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

師走も半ばを迎え、暦も残すところ僅かとなってまいりました。そうした本日、令和5年第7回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、全員の御応招を賜り、ここに開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

本年は、ここ防災拠点型複合庁舎「ワタシノ」をオープンし、日々多くの皆様にお越しをいただいておりますこと、心からうれしく思っております。町民の皆様の深い御理解に感謝申し上げますとともに、この1年、議員の皆様、関係各所の皆様には、それぞれの御立場で御協力をいただき、町政発展に御尽力を賜りましたこと、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

さて、本定例町議会に提案させていただきます案件でございますが、初めに条例関係につきましては、法律等の改正により関係する条例の一部改正のほか、附属機関の追加、保育所受入れ児童の拡充規定など条例の一部改正4件。

補正予算は、国の補正予算による非課税世帯臨時特別給付金事業費の追加のほか、年度末、第4四半期に向けた事務・事業の精査による予算の追加・減額など各会計補正予算2件。

そのほか、北海道との協議が整い、事業を追加する過疎地域市町村計画の変更1件に、年度末をもって契約期間の満了を迎えます指定管理者の指定1件、オホーツク町村公平委員会規約の変更1件、さらに本日追加の議案とさせていただきます、政令等の改正による手数料条例の一部改正1件、以上10件でございます。

各案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願い申し上げます、定例町議会開会に当たりましての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

行政報告は、お手元に配付しております報告書のとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で行政報告を終わります。

#### ◎選挙第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、選挙第5号、選挙管理委員及び補充員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、議会運営基準及び地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議会運営基準に基づき、議長において指名したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前9時38分

再開 午前9時39分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

初めに、選挙管理委員として、小清水町字東野74番地の15、吉田正貴氏。

小清水町字萱野132番地、山中良博氏。

小清水町字止別297番地、権藤繁藏氏。

小清水町元町1丁目29番28号、片山修子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した4名を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名が、選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員について、小清水町南町2丁目10番1号、菅野美幸氏。

小清水町字浜小清水396番地の2、桑迫孝幸氏。

小清水町字共和651番地、西村篤氏。

小清水町南町2丁目39番2号、畑照子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員補充員の当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名した4名が、選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま指名した順序に決定しました。

#### ◎意見案第4号

○議長(坂田秀昭君) 日程第5、意見案第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書(案)の提出についてを議題といたします。

提出者、鬼塚茂議員の説明を求めます。

6番、鬼塚茂議員。

○6番(鬼塚茂君) ただいま上程されました意見案第4号について御説明申し上げます。

議案書は4ページからとなっております。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書(案)の提出でございます。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度であります。この制度における国の負担率が2006年度に2分の1から3分の1に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元することが重要であります。

また、子供たちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠であることから、早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要がある。

教育現場では、給食費・修学旅行費など私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても、自治体によってその措置に格差が生じている。

さらに、奨学金制度を利用せざるを得ない子供たちや、経済的な理由で進学・就学を断念する子供たちが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要がある。

こうしたことから、国において、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について、教育の予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう強く要望するものでございます。

1つ、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求める。少なくとも義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元されるよう強く要望する。

2、「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定するよう求める。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求める。また、地域の特性に合った教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現を図るよう強く要望する。

3、給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担の解消や図書費などについて、国において十分な確保、拡充を行うよう強く要望する。

4、就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回や高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものでございます。

何とぞ御賛同いただき、関係機関に送付くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第4号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第4号、原案のとおり可決されました。

#### ◎意見案第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、意見案第5号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、鬼塚茂議員の説明を求めます。

6番、鬼塚茂議員。

○6番（鬼塚茂君）6番。ただいま上程されました意見案第5号について御説明申し上げます。

議案書7ページからでございます。

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）の提出についてでございます。

冤罪は、国による最大の人権侵害の一つであり、冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言えます。

冤罪被害者を救済するための制度として再審がありますが、その手続を定めた法律には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられています。

冤罪被害者を救済するために、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法では、そのことを定めた明文の規定は存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はありません。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じるのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の規定が不可欠であります。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられています。再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対する検察官の不服申立てを認めるべきではない。よって、国において、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求めるものでございます。

1つ、再審請求手続において捜査機関が確保する全ての証拠を開示すること。

2つ、再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

御審議をいただき、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

意見案第5号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、意見案第5号、原案のとおり可決されました。

#### ◎意見案第6号

○議長（坂田秀昭君） 日程第7、意見案第6号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、更科浩司議員の説明を求めます。

9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君） 9番。意見案第6号を説明いたします。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

北海道は豊富で新鮮な食を強みに、我が国の食料供給を担うとともに、独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって維持可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、本道の道路を取り巻く環境は、自然災害による交通障害の発生や、道路施設の老朽化や通学路などの安全対策の推進が大変重要となっている。

今後は、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。そのため、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1、道路の整備・管理が長期安定化に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間終了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、持続的に取り組むこと。

3、高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携に

よるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4、橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕などの維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子供たちの安全・安心を守る通学路などの交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全道路交通を確保するための道路整備や、除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、水道、公営住宅など公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、修繕、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械などの計画的な更新・増強が可能となるよう、財政支援を強化すること。

8、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

御賛同をいただき、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第6号、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第6号、原案のとおり可決されました。

#### ◎一般質問

○議長（坂田秀昭君）日程第8、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問、答弁ともに簡潔、明瞭に努められますようお願い申し上げます。

初めに、3番、高谷貴子議員。

○3番（高谷貴子君）3番議員、高谷。通告順に従い、一般質問いたします。

私は特殊詐欺対策についてなのですが、全国では毎日のように多くの特殊詐欺が発生し、多額の被害を生じております。道内は117件、被害額は約3億と聞いております。斜里管内は1件です。未遂は3件と聞いております。相談は17件。この1件は最近でありまして、小清水町で被害額は14万でした。中には、届け出ていない人たちもたくさんいると思われまして。

固定電話のほか、今は携帯のメール、SNSを開いてだまされ、被害に遭ってしまうという、高齢者から主婦や幅広い年代の方々がターゲットになっております。巧妙な手口で、どれも悪質なやり方だそうです。

こういった特殊詐欺を防ぐための対策といたしますか、町としてのこれまでの取組をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

特殊詐欺につきましては、全国、全道的にも大きな問題となっております、先ほどもありましたが、北海道警察の統計では、本年10月末現在で約3億5,200万円の被害が発生しているとお聞きをしております。

また、全道の被害額のうち約7割は65歳以上の高齢者でありますことから、本町でも老人クラブ等への啓発グッズの配布や、くらしの安全住民大会で特殊詐欺の実際を訴えるなど、防止の取組を警察と連携を図りながら実施をしているところでございます。

また以前には、町民有志の小清水リリーズによる振込被害防止ソングによる啓発活動も行われてきました。

警察におきましても、自治会や老人クラブの要請に基づき、出前講座を本年度は既に6回実施、巡回訪問では、高齢者世帯に啓発チラシを配布しているとお聞きをしております。

また、各金融機関におきましても、疑わしい行動が見えた際には、警察に連絡する体制を整えているとお聞きをしております。

特殊詐欺被害は本町に限らず全国的に深刻な問題であり、高齢者に限らず誰もがだまされる巧妙な手口で欺いてきます。この被害を防ぐには、一人一人が被害に遭わないように意識を高めることが何よりも防止対策になりますので、今後も未然防止のため、引き続き広報などを通じて啓発活動に取り組むとともに、怪しいことは何でも相談できる窓口となるよう努めるなど、今度も斜里警察と連携を密にし、その対策を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）3番、高谷貴子議員。

○3番（高谷貴子君）分かりました。特殊詐欺を防ぐためのこのような対策の情報交換と申しますか、実体というのを、行政、警察や企業などが共有して話し合うという場を設けるということはいかがなものか、所見伺いたいです。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）情報共有ですが、非常に大事なことだと思いますが、被害の発生や予兆などは、警察を中心としての連絡体制は図られているものと認識をしておりますが、必要であれば、金融機関、あとコンビニさんであるとか郵便局、各企業含めてでありますけれども、そういう情報交換をしながら、しっかり徹底をしていくというのも大事であるというふうに考えてございます。

ここについては、やはり警察とも協議をしながら進めるべきだと思いますので、そのような形で機会があれば、そういう場も設けていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）3番、高谷貴子議員。

○3番（高谷貴子君）町民への啓発、周知についてなんですけれども、詐欺の内容と申しますか、手口を教えるとか、町民に優しく啓発、周知できるように、誰もが理解できるような各企業の取組というか、そういうのを紹介も行ってみたいとは思いますが。

それぞれの立場でできることに取り組む、若い人から幅広い年齢層がターゲットになっております。町民の財産を守る。未遂で終わらせてあげたい。極めて深刻な問題なんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）やはり各企業さんもそうでありますし、やはり町民一人一人が気をつけるということだと思います。

ただし、本町でもあったというふうにお聞きはしておりますが、なかなか巧妙であるということ、信じてしまうということだと思います。やはりそこは、何かおかしいなって思ったときに、相談をしていただくことが非常に大事だと思っております。

ここはやはり役場、役所と、警察もそうでありますが、信頼関係の下で聞きやすい体制を整えるというのが、私たちの仕事だというふうに思っております。

いろんな企業にも啓発活動は行っていきたくと思いますけれども、特にやはり狙われているのは高齢者中心ということでありますので、やはり何か、言い方によっては、慌ててしまう。そうなると、自分を見失ってしまって振り込んでしまうということだと思いますので、そこは一旦、地域自治会等もやはり御協力をいただきながらだと思いますが、何かそういう事例があった場合については、行動を起こす前に、まず相談をしていただくというようなことも、しっかり行政としては今後取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）3番、高谷貴子議員。

○3番（高谷貴子君）今後も、これらの取組というのを徹底していただきたいと思います。安心安全な生活のために、町民が生活をするためにも、町民と横社会になって財産を未然に防いであげるとことは、切実な願いだと思います。

あと、引き続きですけれども、銀行、郵便局、コンビニなどの水際対策といえますか、それを強化する考えを示していただき、被害防止のためにも声かけ支援というのが大事だなと思います。

そして、適切な機転と連携プレーができれば、小清水町も被害がゼロになるのではないかと思います。今後もよろしくお願いたします。

終わります。

○議長（坂田秀昭君）要望ですね。

○3番（高谷貴子君）はい、すみません。

以上をもちまして、私、高谷の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）これにて、高谷貴子議員の質問は終了いたします。

続いて、6番、鬼塚茂議員。

○6番（鬼塚茂君）6番。私からは1点、上下水道の今後の取組ということをお伺いしたいと思います。

少子高齢化の影響の中、本町においても人口減少が止まりません。同時に、世帯数も減少傾向にあります。簡易水道事業・集落排水事業において、今後の給水収益の減少、施設の老朽化等による更新投資額の増加など、収支の均衡を保たれない状況が懸念されますが、今後に向けての町長の御意見を伺いたしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

上下水道は、町民の皆様の生活を支える大切なライフラインでありまして、将来にわたり安定的に供給し続けなければならないものと考えてございます。

議員のおっしゃるとおり、人口の減少とともに料金収入が減少する一方で、施設の老朽化等による修繕費の増加、更新費用の確保など、将来に向けた様々な課題を抱えているところでございます。

下水道事業は平成29年に、上水道事業は平成30年にそれぞれ策定をいたしました経営戦略の下で事業の経営を安定的に行うため、令和2年度に高齢者世帯の負担軽減を図りつつ、上下水道料金改正をさせていただいたところでございますが、さらなる人口減少と物価高騰による管理運営、修繕費用の増加から、今後につきましても、引き続き厳しい経営状況が見込まれているところであります。

そこで、公営企業の経営を将来にわたり安定的に継続していくため、中長期的な経営の実施計画となる新たな経営戦略を令和6年度に策定することを計画しておりまして、下水道事業については、令和元年に策定した最適整備構想を基に経営戦略を策定することとし、水道事業については、今年度準備段階といたしまして、施設など保有資産の健全度と財政収支を把握し、更新等の整備計画を作成するアセットマネジメントを実施しているところでございます。

現下の厳しい経営状況の中、独立採算を原則とする公営企業会計の下、適正な料金体系の在り方について十分検討をするとともに、中長期的な指針となる経営戦略の策定に当たっては、施設などの健全度を把握した上で、各地区の施設の統合などの検討を含め、上下水道の安定的な供給と公営企業会計の健全な経

営に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）6番、鬼塚茂議員。

○6番（鬼塚茂君）令和6年3月の小清水町人口ビジョン見直し版によると、今後の人口は急激に減少を続け、令和27年には3,140人になると推定されています。簡易水道事業には9つ、集落排水事業には3つの施設があり、その施設の維持も、使用料の収入のみでは賄い切れてはいけなくなるのではないのでしょうか。

また、今後の投資と財政の収支ギャップを解消するために施設統合、今、町長からもお話ありましたが、施設の統合、広域化やコンパクト化、料金の改定等、具体策を明確に行い、事業を推し進めることが最も大事と考えますが、再度お伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）上下水道とも、いずれも公営企業会計でありますので、独立採算でございます。ですので、かかる経費、不足分は、当然利用料に求めるということでございます。

ただ、令和2年度に料金改定をさせていただきました。上水道は15%、下水道は25%アップということにさせていただきました。その中では、高齢者世帯には配慮をさせていただいたところでございますが、現状としてはなかなか、おおむね5年をめどに見直そうということでございますので、令和2年度ですから、次回は令和7年度ぐらいの改定をするかどうかということ、これから検討していくわけですが、かかる費用としてやはり大きいのは人件費かなというふうに思っております。

そんな中では、本町は上下水道課係3名、本当に少ない人数でやらせていただいている、管内的にもかなり低い料金体系にはなっていると思いますが、やはりこのままでは、上げざるを得ない状況はあるのかなというふうには認識をしているところでございます。

今回、水道事業については、先ほど申し上げたアセットマネジメントをやりながら、今後のことを考えていくわけですが、極力やはり町民の皆様には安全安心、やはり低い御負担の中でというのは当然いい形であると思いますので、そういう形を求めながら、しかし利用料に求めなければいけない部分については、計画的に求めていくということを理解をしていただかなければいけないだろうというふうに思っています。

できれば予定としては、令和6年度から町広報等々でその状況を、前回の令和2年の見直しのときもそうでありましたが、町広報なりで皆さんのほうに周知をさせていただきながら、理解をいただいた上で料金の見直しというのも、ここは現実的にはやらなきゃいけないと思います。

ただ、一方では、先ほどから申し上げていますが、施設の統廃合等を含めて、何とか人口が減らないように行政頑張っていきますが、これは現実的には、増やす、減らさないということは言えないというふうに思っています。

維持というの、なかなか現実的には難しいと思っておりますので、そこのシミュレーションを見ながら、やはり適正な利用料になるような形で、いろんな経費削減を図りながら、見直しを進めていきたいというふうに思っております。いきなり何倍にもなるというようなことはならないように、そこはしっかりとやっていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）6番、鬼塚茂議員。

○6番（鬼塚茂君）6番。令和6年度から新たな経営戦略をということで、力強い町長の前向きな意見を聞かせていただきました。人の暮らしを支える上下水道の基盤をいかに持続可能としていくか、また、今後、具体的な政策を明確化し、経営の見える化を図るようお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）これにて、鬼塚茂議員の質問は終了いたします。

続いて、8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君）8番、和田です。私は2点、質問を通告させていただいております。

まず初めに、役場など公共施設への公衆電話の設置についてお伺いします。

小学校のアンケートにおいて保護者の方から、役場や図書館に公衆電話を置いていただけると安心ですというのがありました。ちょっと全文をお読みします。

子供がまだ携帯電話を持っていませんので、防犯面で町内の公衆電話の設置場所を一覧またはマップなどでも周知していただけたら、親も子供も頭の隅に入れておけるだけでも、安心感や便利の面でよいように思います。図書館や役場にも公衆電話があると助かりますというものです。

携帯電話を持っていない方や子育て世代、子供たちの安心安全のために、公共施設には公衆電話が必要だと思いますが、御見解を伺います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えいたします。

まず、町内における公衆電話の整備状況であります。NTT東日本が義務的に設置する第一種公衆電話、これは電気通信事業法に基づきNTTが設置しなくてはならない常設のものであります。これは市外地域では、セブニーイレブンさん、旧商工会館、片岡ハイツ隣接の駐車場、いずれも屋外設置の24時間利用可能な3か所と、営業時間内に限定をされますが、屋内施設ではふれあいセンターに1台、郊外では、原生花園インフォメーションセンターの駐車場の屋外設置のもの、道の駅の屋内に設置されているもの、こちらは24時間利用可能であります。計6か所と認識をしております。

公衆電話には、国による設置基準が設けられておりますが、これが2022年の改正によって緩和され、従来の3分の1程度の設置数でよいとされていることから、全国的に今後も減少するものと考えられております。

これらの位置については、NTT東日本のホームページから設置場所が検索できるようになってるところであります。

このほか、町がサービスの一環で設置をしております特殊簡易公衆電話、いわゆるピンク電話と呼ばれるものであります。これは交通ターミナル、トレーニングセンター、ふれあいアリーナ、プール、葬斎場のほか、各住民センター、固定電話を利用している浜小清水・止別住民センターは除きますが、これらなどに設置をしておりますが、いずれも使用頻度は非常に少ない状況にあります。

参考まででございますが、交通ターミナルに設置している公衆電話の使用料金は、昨年度1年間で350円、過去5年間で一番多い使用料だったのが、令和2年度で440円といった状況であります。

スマートフォンが普及する時代ではありますが、職員が常駐していない、また常駐機会が少ない施設には、交通電話の役割の一つである緊急連絡が必要な場合も想定をされますことから、利用状況を踏まえ、必要に応じて設置の可否を検討することとし、職員が常駐する施設、例えばこの防災拠点型複合庁舎では、利用の減少をたどる公衆電話は設置せず、来庁される方とのコミュニケーション向上とサービスの一環として、手数料は頂くこととなりますが、職員にお声がけをいただければ、どなたでも使用できるよう運用し、緊急電話が必要な場合は、職員が通報するように対応しているところでございます。

議員の御質問のあります、小学校のアンケートで、役場や図書館に公衆電話を置いていただけると安心ですとのことですが、先ほど申し上げましたとおり、施設開庁時は、どなたでも電話を利用できる対応はさせていただきます。利用者が施設内の職員等に気軽に声をかけていただけるよう、施設内に表示をするなど、利用しやすい環境づくりの工夫をしまいたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（坂田秀昭君） 8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君） 8番。町長おっしゃられているとおり、そういう声かけとかコミュニティの再生というのは本当に大事なことだと思います。

ただ、今の子供たちは知らない人を見たら、ちょっと不審者と思えじゃないですけど、そういう感じがあったりとか、学校の玄関にも鍵がいつもかかっています。そんな中で、私たちの時代とは、子供たちを取り巻く環境が大きく変化しているなどと思います。

中学生にも聞いてみました。今の中学生は、半数ぐらいは携帯を持っているそうなんですけど、持っていない子供たちは、公衆電話があったらうれしいと言っていました。役場の人が貸してくれるから借りていい

んだよというふうに言いましたが、恥ずかしくて言えないというふうに言っていたんですね。自分はもう忘れてしまったんですけど、そういう何か思春期の繊細な気持ちがあるんだなと思って。

中学校の公衆電話をお聞きしたら、毎月、千円、100回使われているというふうにおっしゃっていました。だから、公衆電話、バスターミナルのところはあまり使われていないんですけど、そういうふうに使われていますし、公共施設ではありませんが、日赤の公衆電話は、毎日やはり数名の方が使われているというふうにお聞きしました。

トレーニングセンターにもありますし、ターミナルやプールにもあって、どうして役場がないのかなというのが私は不思議なんですけれど、それをもう一度お聞きしたいのと、今調べていただいた場所の一覧や地図をつくって配布されるということは考えておられますか。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えいたします。

私もこの間中学校に行って、ちょっといろいろお話をさせていただきましたが、やはり子供さんによっては、そういう子供さんもおられるんだと思います。

ただ、特にこの複合庁舎については、やはりそういう困ったときには、ぜひ駆け込んでいただくとか、そういう部分で整備をさせていただきますので、職員教育もまだまだこれからの部分もあるかもしれませんが、思春期の子供、要はお話もしたくないという方もおられると思いますが、そこはぜひそういう特に目を届く場面で、それは図書館も同じだと思いますけれども、ぜひそういうような形で、何か困ったときには駆け込んでいただく、何か困ったときには電話もしてくださいというようなことを、ぜひ体制としては整えたいと思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

また、一覧等々については、この辺についてはちょっと教育委員会、特に学校だと思っていますので、教育委員会とちょっと協議をしながら進めたいと思います。

あと一方で、先ほど冒頭申し上げましたが、市外地域にはセブンイレブンさんにはあるんですが、今、商工会解体をしましたので、その前にもございます。その前がどうなのかというのも、ちょっといろいろ検討してまして、できればせっかく近隣に持ってくるのであれば、やはりこの施設の中だと鍵がかかってしまいますので、この敷地内、防災拠点の中がいいんだろうというふうに思っています。

今、NTTさんとお話をしておりますが、商工会さんにある公衆電話を、こちらの敷地内のほうに持ってきて、させていただければ、子供さんたちも、もしそういう方がおられるのであれば、そこを利用いただけるんじゃないかというふうに認識をしておりますので、今、現実的にNTTのほうとは協議をさせていただいておりますので、それが実現できるような形で進めたいと思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君） 8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君） 御検討していただいているということで、ありがとうございます。

近隣の自治体のほうにも聞いてみましたが、やはりかなり使用回数は少ないという回答でした。うちの町は、にぎわいの空間として町民の集える場所をつくっていただきましたので、土日もよく何かにぎわっていて、すばらしいと思っています。

そういうやっぱり特別な場所だからこそ、少数の人にも優しい、行き届いた町の環境づくりが大切だと思います。

小学校への委員会の視察等でも、パソコンやインターネットを使った、いわゆるICT授業に取り組まれている様子を見せていただいて、低年齢からそういうものに囲まれて育つ中で、子供たちのネットの依存や、ネット上の大人の目には見えないところでのトラブルの話も出ていました。

大人は、ほぼほぼ携帯電話を持っているかと思いますが、子供たちにどの年齢から携帯電話を持たせるかというのは、インターネットに触れさせるかとかは、各御家庭の考え方や、家の地理的な場所によっても違うかと思っています。

私も参加させていただいたんですけど、スマホの講座、DX推進室の方がとても優しく熱心に教えてくださいました。小学校や役場などのWi-Fiの環境もとてもいいですし、今後は災害時に備えて、衛

星回線の通信インフラの導入ですよ。かなり力を入れて取り組まれていると思います。

先ほど町長のほうからは、移転のことを考えているというふうにおっしゃっていただいたんですけど、本当、緑の電話とピンクの電話があって、緑の電話はやはりNTTさんのほうで設置ということで、費用もかなりかかりますし、今、国の方針で減らしていくということなんですけど、ピンクの電話は月々5千円ぐらいで置けるそうなので、それでもいいのかなと思っていました。

トレーニングセンターにお聞きしに行ったときに、公衆電話から携帯にかけたら、20円落ちちゃったりするみたいなんですよ。それで、事務室の方に電話を借りに来る子供がいるそうです。事務室から借りたら10円でかけれるので、そうやっていつも見守ってくださっていて安心してお願いできる大人の存在が、子供たちや保護者にとって、どれだけ安心感につながるかというのは感じました。

小清水の町民憲章、玄関に貼っていただいている、私はどなたがおつくりになったか分からないんですけど、すばらしいなと思って、「お互いのしあわせを願い、人間愛ゆたかな明るい町を私たちの手でつくるため」とか、「老人と子どものしあわせを願い、健全な家庭をつくりましょう」というふうに書かれていました。

ぜひ最先端な技術ばかりでなくて、子供たちやアナログな人とか、時代や新しい技術になかなかついていけない人にも、優しい安心安全な小清水町であってほしいと思います。これをお伝えして、私の1つ目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。

これは本当、我が町に限ったことではありませんが、物価の上昇や光熱費の高騰、給料は上がらないという状態が続いています。加えて暑さの影響もあって、本町の基幹産業である農業も厳しい年となりました。

そのような状況で、町民の方には生活の苦しさや、先の見えない不安がある方が多いように思います。このような状況について、町ではどのように受け止められていますか。また、その対策についてお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

燃料価格、電気料金を含めたあらゆる物価高騰は、景気の好循環には程遠く、過疎地域の経済社会に大きな打撃を与え、このことは全ての町民の皆さんに影響が及んでいると認識をしております。

とりわけ酪農業においては、猛暑も加わり、その経営への打撃は非常に大きく、畑作においても、猛暑と高温多湿の長期化による影響を受け、基幹産業である農業は大変厳しい現状にあるとお聞きをしているところであります。

このような中、政府は本年11月29日、11月2日閣議決定をされましたデフレ完全脱却のための総合経済対策に、低所得世帯支援枠を追加的に拡大することとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、低所得世帯支援枠1兆592億円と、推奨事業メニュー分5千億円を合わせ、重点支援地方交付金1兆5,592億円を予算措置すると決定をされたところでございます。

本町に交付される限度額につきましては、令和5年11月30日付、内閣府より通知がありまして、この額は、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支援枠分として3,541万3千円、物価高騰対策分として配分される推奨事業メニュー分2,554万2千円、合わせて6,095万5千円と示されたところでございます。

町といたしましては、この後の議案第62号、一般会計補正予算（第6号）にて御提案させていただきましますように、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の重点メニューである住民税非課税世帯臨時特別給付金については、速やかに支給することとし、補正予算の議決をいただいた後、年内に支給をすることとしております。

また、推奨事業メニューとして実施をする対策内容につきましては、関係機関と協議・検討中でありまして、これまでと基本的な考え方は同様に、物価高騰や燃料等の高騰は全ての町民の皆さんに影響を受

けているものと捉え、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を財源として取り組んできました施策を参考に、国から配分される交付金の活用と、町独自に一般財源を加えた支援策を展開し、少しでも町民の皆さんの生活の下支えとなる対策を講じてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君） 8番。いろいろ国の交付金とかそういうのも補助金とかで、いろいろ対策、そういうのをされているということで安心な面もあるんですけど、町民の皆さんはすごく努力されていると思うんですね。

それでも節約しても努力してもどうにもならないときに、やっぱり町とか国が大丈夫だよと言ってもらえれば安心するのかなと。そのために税金を納めているのかなと、自分は思っています。

町に国からお金が下りてきて、それでいろいろできることがありますと思いますが、減税眼鏡なのか増税眼鏡なのかよく分からないで、いろんな、こっちは減税、こっちは増税とか、そういうこれから先の何か見えない世の中だなと思っているんですけど、みんなで一致団結して乗り越えていけないかなと思っています。

このたび、非課税世帯の方には7万円配られると思うんですけど、中間層の方もとても厳しい状況なのかなと。非正規で働かれている方や、官製ワーキングプアと呼ばれる方々も、とても苦しい思いをされていると思うんですね。

前回一般質問させていただくときに、役場の方とお話ししているときに、私、エアコンのことをちょっと調べていたんですけど、町の子育て支援センターにエアコンがない親子連れの方が避難してきていたという話をしたときに、今どき家にエアコンがない人なんているの、というふうに言われたんですね。私は結構驚いて、たくさんいるんじゃないかなと思って。

こういうふうに役場の人が考えてお仕事をされて、全員じゃないと思いますけれど、そういう一般の町民の感覚とちょっとずれているのかなと感じる面があったんですね。

その方、新しい新人の方とかではなくて、結構中堅の方だったので、もちろん職員研修とかもたくさんされていますし、困っている町民の立場に立ってお仕事をしてくださっている方もたくさんいると思うんですけど、そういう職員さんがいるということについて、どのように思われますか。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） どういう意図でそういうお答えをされたのかという、ちょっと私もその職員がどなたなのかわかりませんし、実際に和田議員にそういうお答えをしたんだろうと思います。そこは本当に大変、町の職員として大変残念なお答えかなというふうに思っています。

当然、本町の公営住宅にはエアコンはついていませんので、ついていない世帯はたくさんあると認識しております。

その中で、こндаけやっぱり温暖化が進んで、今年は猛暑でしたから、その対策っていろいろ考えなきゃいけないという中で、たまたまそういう回答をしてしまったんだと思いますけれども、私たちは決してそういうことで、職員と議論しながら施策を展開しているわけではございませんので、ぜひ誤解のないようにしていただきたいと思いますが、職員には常々やはり誤解をされないことを、ちゃんとしっかり発信をしなければいけないですよということには言わせていただいているんですが、やっぱり職員によっては、ちょっと思いと違う発言をしたりということも実際はあるんだと、人間ですから、そこはあるんだと思いますが、そこはしっかりと町民の皆様には、行政の今考えていることをお伝えできるようなことを、しっかりと教育していきたいというふうに思っています。

当然、エアコンについてもそうでありますが、物価高騰対策、いろんな企業、会社、農業、商工業、観光業、全てだと思っています。町民の方もそうだと思います。

特に私、お聞きしているのは、高齢者世帯がやっぱり一番苦しいだろうという声はたくさんいただいていますので、ですからといって、町が国、非課税世帯と同じように7万円を配るとなれば、これは何億円というお金になってしまうので、そこまでは全然できないことになってしまいますけれども、ぜひ議員おっしゃ

られたとおり、物価高騰続きます。いろんな世界情勢が関わってくるとは思いますが、小清水町としては、何とかやっぱり生き残れる元気な町というのを、私は小さくてもすてきな町にしたいと思っていますので、支援できることは限られてはいると思いますけれども、住んでよかったと思っていただけるような町をしっかりやっていきたいと、そこは職員と一緒に共通の認識を持ってやっていきたいと思っていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君） 8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君） 8番。町長おっしゃられたとおり、そういうお気持ちで臨んでいただいていることをとても安心しています。やはり困った人や、相手の立場に立っていただくということは、想像力というものなのでしょう、役場の職員さんとして、人間としてですけど、とても大切に欠かすことのできない姿勢だと考えます。

今回、人事院勧告で、議員もなんですけれど、役場の職員の方の給料や報酬が上がりました。そのこと自体は、私はいいことだと思っています。

けれど調べましたら、人事院勧告というものが、民間における大幅な賃上げを反映してということでしたので、うちの町内の方、お勤めの方にいろいろ聞いてみたんですけれど、誰も給料が上がっていないということでした。

皆さん、いろいろな思いで日々過ごされていて、その中で支払われた税金であるということで、もちろん大事に使っていただいているとは思いますが、そのことを胸に留めていただいて、ぜひお仕事に当たっていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（坂田秀昭君） これにて、和田彩議員の質問は終了いたします。

続いて、9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君） 9番。私は、1つ質問をさせていただきます。

人口減少社会における雇用の場の確保についてですが、小清水町は少子化対策、子供たちの教育等の無償化などを行っている、子育て世帯に支援していますが、高校がなくなった10年を目の前にして、人口減少に歯止めがかからない現状であると思っています。

高校や大学を卒業した子供たちの働く場を、民間の動きだけに頼らず、町が企業誘致を行うなど、新たな雇用の場の確保をしなければならぬと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えいたします。

町はこれまで小清水町総合計画を基本にいたしまして、地域の活力の源泉である産業の振興を促進し、雇用環境の充実を推進しており、とりわけ企業誘致では、福太郎株式会社小清水北陽工場、セイコーマート浜小清水駅前店、モンベルオホーツク小清水店の誘致により、新たな雇用の創出と交流人口の拡大が生まれ、地域経済の活性化とにぎわいがもたらされたと感じております。

また、来年竣工する予定のサッポロドラッグストアの新店においても、新たな雇用の場が創出されますので、地元出身の若者の就労につながればと期待をするところでございます。

また、総合計画の具体的な実施計画、戦略となります、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、雇用の創出として農業担い手育成プロジェクトをはじめ、4つのプロジェクトを掲げ、本町の基幹産業である農業分野においては、農業振興公社が担う農作業請負事業による雇用の場の拡充、商工業分野では、起業化創生支援施策などを通じて雇用対策を進めているところでございます。

しかしながら、地方の人手不足は顕著で、どの分野においても雇用する人材が集まらないのが実態であります。

町といたしましても、引き続きまちづくりの基本指針である総合計画における施策の実施計画であるまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げるプロジェクトの進捗を評価・検証し、令和7年度始期といたします次期戦略に向けた新たな対策を講じてまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君） 9 番、更科浩司議員。

○9 番（更科浩司君）企業誘致は、福太郎さんをはじめ、進んでいるなと思うんですが、今後も必ず必要なことだと思っています。

また、令和5年度の町政執行方針で、住み続けられる町、住みたい町、幸せを感じる笑顔で安心して暮らせる町、未来へと続く町を目指していますが、この1年どのように評価していますか、お伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）私が政策に掲げていますので、私が評価するのはなかなか難しいかなと思います。ここにおられる議員の皆さんであるとか、町民の皆さんが、評価をしていただくもんだというふうに思っております。

おかげさまで、にぎわいをつくりたい、地域のつながりをつくりたいということで、防災拠点型複合庁舎をやらさせていただきました。今のところ町内外を問わず、たくさんの方に来ていただいて、子供たちも含めてにぎわっていただいているのかなと思います。そこはまず第一段階であります。

ここから次、やはり経済が動かないと、町は生き残れないというふうに思っています。議員もおっしゃってられますが、やはり民間企業を誘致していくというのは大事なことだと思っていますが、いろんな形でアプローチをしても、逆に新たな働く場ができて雇用がないというのが、いろんな職場で現状だと思っています。

ここは大変難しい問題だというふうに思っておりますが、そこはやはり小清水町がもっと魅力のある町になれば、人が集まるのではないかということも思っております。そこは観光とかも使いながら、小清水町に住んでいい町なんだよということであれば、一定程度の企業さんがいれば、人も集まってきていただけるとは思いません。

小清水には、やっぱり強い味方としては、やはり赤十字病院があるということだと思っていますので、その維持・発展をしながら、まちづくりを今後も進めていきたいなというふうに考えてございます。

企業誘致については、やはり本町で可能性があるのは農業関係であるのかなというふうに思っていますので、そこはJAさんと、やはりしっかり連携をしながら考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 9 番、更科浩司議員。

○9 番（更科浩司君）最後、1つ質問させていただきたいんですが、人口減少対策で町長が目標としている、あるいは参考にしているような市町村はございますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）参考といいますか、すばらしい取組をしているというのは、本町、モンベルさんと連携をさせていただいておりますので、同じモンベルさんと連携をしている東川町の事例はよく参考にさせていただいておりますし、今の町長さん、元の町長さんもそうではありますが、いろいろお付き合いもさせていただいております。

ただ、やっぱり立地としては、東川町さんは大都市旭川市の隣というのがやはり立地としては好条件なものですから、そこは一緒にはなりません。取組としてはかなり参考になる取組がありますので、全てではありませんが、まねできるものについては、まねできるというか、本町で取り入れて役立つのであれば、そこはしっかり取り組んでいきたいかなというふうに思っております。

○議長（坂田秀昭君）これにて、更科浩司議員の質問は終了いたします。

続いて、4番、氣田敏和議員。

○4番（氣田敏和君）4番。私からは1点、さきに通達しております、イベント実施について1点質問させていただきます。

今年はコロナウイルス感染も落ち着いたことから、各種行事、イベントが以前のように実施されております。7月に開催されたふるさとまつりなどは、多くの町民が訪れ、楽しく活気あるイベントとなっております。

ります。

町長がよく言っております、にぎわい、活気のあるまちづくりに向け、今後、町民が楽しめる新たなイベントの事業を実施していく考えはあるのかどうか、所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

小清水町を代表するイベントでありますふるさとまつりは、本年第40回となる節目を迎えたところでございまして、町民の皆様はもとより、ほかの市町からも多くの御来場をいただき、本町の魅力を十分に感じていただける機会となったと考えてございます。

また、関係人口の創出を目指し、観光協会が行うイベント、フラワーアドベンチャーフェスのほか、11月末には、JAこしみずと観光協会の共催として実施をされました、実りの感謝祭。さきの12月2日には、海のマルシェという、商工会と町の共催イベントを開催したところであります。

また、12月23日土曜日には、庁舎内のにぎわいエリアにおきまして、NPOグラウンドワーク主催によるクリスマス会が開催されるとお聞きをしております。

さて、御質問にあります新たなイベントの実施でございますが、先ほど御案内のとおり、海のマルシェという新たなイベントを開催したほか、グラウンドワークこしみずが企画するクリスマス会など、いずれも町民向けのものでございますが、皆さんに楽しんでいただける各種イベントを開催、また開催予定となっております。

御質問は、ふるさとまつりのような他市町の方もターゲットとした比較的大きなイベントの開催だと思いますけれども、これについては、人口減少下において各団体の構成員の減少、これは役場にも当てはまりますが、こうした人員確保の面からも、このようなイベントの開催は非常に難しい状況になってございます。

魅力あるまちづくり、また、にぎわいの創出の観点からも、イベント開催は非常に有効なツールと考えてございますので、今後とも観光協会など関係機関とも意見交換を行いながら、イベントの開催のみに限らず、町を盛り上げ、発展させるための各種施策展開を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）4番、氣田敏和議員。

○4番（氣田敏和君）先ほど町長言われました、実りの感謝祭と、あれ僕も参加したんですけど、大変たくさんの方が来ていました。もちろん町外に向けてのイベントも必要だと思うんですけど、どうしても小清水町自体、ほかの自治体から比べると、ちょっとイベントが少なく感じます。やっぱり町民に向けたイベントをやって、それから、まず町を盛り上げていって進めるべきだと僕は思っています。

役場の駐車場ができた際には、もちろん避難所として、またイベント会場として、どんどん使っていきたい、にぎわいと活気の創造を、もちろん町だけではなく、民間と協力して、どんどんイベントをつくっていってほしいと思いますが、先ほど町長言いました、人口の減少によって各団体が弱くなってきている。それを何とかまとめて、イベントをもうちょいつくってほしいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（坂田秀昭君）要望。（「はい、要望です」と呼ぶものあり）はい、分かりました。

これにて、氣田敏和議員の質問は終了いたします。

続いて、7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。さきに通告してございます2点の質問について、順次質問いたします。

最初に、就労継続支援B型事業所「エゾモモンガ」についてであります。

小清水町及び隣接町に在住の18歳以上で、年齢や体力などの面で一般企業で働くことが困難な方が、軽作業など就労訓練を行うことができるエゾモモンガは、利用登録者数16名、常時利用者は11ないし12名で、支援員3名を含めて、現在の事業所で軽作業を行うには大変狭いため、環境が整った場所に移設することが強く望まれますが、所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

エゾモモンガは、障害を持つ方や、家に引き籠もりがちの方、社会に出ることに不安がある方など、働くための練習や、まずは外に出ることから始めたい方に向け、令和元年7月に社会福祉協議会が開設した事業所でございます。

開設当初は障害者等就労支援事業所として、令和2年4月には地域活動支援センターとして、令和3年4月からは現在の就労継続支援B型事業所として、幅広い対象者の方が利用できるような運営をしております。

スタートは、社会福祉協議会事務所内の一角で活動を行っていましたが、B型事業所の指定を受けるため、社会福祉協議会からの御相談を受けて、現在は町の職員住宅2棟を活用していただいているところであります。

議員がおっしゃるとおり、多くの利用者が室内で作業するとなると手狭だろうとは思いますが、事業所の外で活動することも多くありますので、そこは事業所が工夫して、うまく活用されているのだろうと理解をしております。

ただ、悪天候などで、利用者と支援者が一堂に会して事業所内で作業せざるを得ない場合もあるでしょうし、施設の老朽化の問題もありますので、事業所の移設等について、社会福祉協議会からの御提案があれば協議を行い、町としては施設の改修等を含めた必要な協力をしていく考え方でおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。現在のB型就労支援になったのは、令和元年ですか。現在、先日もエゾモモンガにお邪魔しましたら、楽しくやっているなどという雰囲気は直接肌で感じたんですが、やっぱり手狭という問題と、もう一つは、水道の凍結が早い段階からあったということで、一晩中、朝まで2か所ぐらい灯油ストーブをつけていても、凍結せざるを得ないという状況。

あるいは、トイレが共用で非常に狭い状況ですね。できるならば、現状の建物の中であっても、障害者用トイレを別にやっぱり設置するとか、そうでなければ、非常に元の職員住宅では、なかなか工夫がしづらいのかもしれませんが、そういうふう感じたところです。

あわせて、この事業については、社会福祉協議会へ小清水町が委託しているということで、委託者・受託者という関係ではないかなというふうに感じます。

やはりそういった面で、今後、この就労支援の事業を継続して、より質の高いものにしていくには、やはりもうちょっと広いところ、そして環境のいいところ、水回りの問題、トイレの問題、解決に向けて、確かに社会福祉協議会から要請があればというお答えでしたが、行政の委託事業というふうに捉えていいと思うんですが、その点再度御質問伺いたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

今現状としては、一時的に当時のお話としては、就労支援事業所を立ち上げるときに、当面、職員住宅貸してくれないかということから始まったというふうに記憶をしております。

当時については、町からの委託・受託の関係ではなくて、社会福祉協議会の事業ということで御理解をいただきたいと思っております。

そういった中で、町も何もしないのかということではなくて、現状としては、エゾモモンガさんは、農業であるとか、あと、ほがじゃさんであるとか、この庁舎の清掃作業であるとか、本当に活躍をいただいております。

また、子供たちといますか、通われている方たちも、本当笑顔でやっていただいているのも姿も見ますので、非常にいい取組を社会福祉協議会はしてくれているというふうに認識をしているところでございます。

そういった中で、このままでいいのかと私は思っておられませんので、今後どうするというのは、社会

福祉協議会と実は協議をしているところをごさいます、あとは社会福祉協議会のほうでどう判断されていくのかなというふうに思っているところをごさいます。

新たに建てて云々ということではなくて、今あるものの中で活用ができないかというふうに思っておりますが、当然、次の場所でやっていくということになれば、水道の問題等々言われておりましたが、あとトイレの問題等々については、そこはしっかりと改善をしながら、やはりエゾモモンガさん、そこに通われるという方が、やっぱり生きがいを持って通われるような施設にしなきゃいけないというふうに思っておりますので、そこは今後、社会福祉協議会としっかりと協議をしながら、町としても支援はしていく考え方でありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（坂田秀昭君） 7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君） 7番。今、町長のほうから、今後どのように進めていくか、社会福祉協議会とも協議し、今ある建物の再利用についても検討し、しっかりと進めていきたいという御答弁でしたが、現状を見れば、来年の11月から供用開始になる認定こども園の開始に当たって、それぞれ町立保育所、あるいは子育て支援センター、加えて幼稚園等々が、幼稚園については今年度で終了ですか、そういった民間も含めた施設が、それぞれ終了するということがござひます。

そういう意味では、ある程度町の施設についても、どこが適切かということも含めて、より適切かということを含めて検討すると思うんですが、そういう例えば保育所については、昭和50年増築して、四十数年使われている。あるいは、子育て支援センターについては、割と近代的だというふうに考えますが、そういう点ではどのように思われているか、お聞きします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えしたいと思ひます。

幼稚園さんについては民間の施設でありますので、町が云々ということにはならないかなと思ひますが、お話があった保育所であるとか支援センターであるとかということではあります、支援センターについては、今、教育委員会のほうで、その移転後については、利活用については御検討いただいておりますけれども、残った保育所の関係であります。

あその施設については、古いのは古いんであります、結構修繕はしてきております。かなりのお金をかけてしてきておまして、耐震化も一部でありますけれども、しっかりとできているところもありますので、できればその辺がいいのかなって、場所的にもいいのかなとは思ひますが、そこはやっぱり社会福祉協議会さんとの事務所の関係とかもいろいろあると思ひますので、そこは社会福祉協議会さんの御意向だろうと思ひます。

もしそこであれば、当然トイレ等々の問題も出てくるでしょうから、そこはしっかりと改善をして改修をしていくということになりますけれども、当面今そのような形で社会福祉教育会さんのほうは検討されていると思ひますので、まだその結論は出ていないと思ひますけれども、後ほど町と社会福祉協議会の中で検討をして、やはりそこに通われている方のいいような形でしっかりと取り組んでいきたいと思ひますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（坂田秀昭君） 7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君） 7番。しっかりと協議して検討して進めたいという答弁であります。

ただ、町立保育所にも先日お伺ひしましたら、やっぱり数年に一度、水が濁るという現象はあるということではありますので、やはり現在は水質の検査はしてこなかったということがありますので、現状含めて、水質の検査を実施してもらいたい、すべきではないかということをお最後に申し上げまして、次の質問に移りたいと思ひます。

福祉における課題です。

在宅の老老介護、独居高齢者や8050問題によって、将来への不安を抱える家族の現状把握をどの程度行っているか。また、様々な理由でひきこもりに悩んでいる御家族の支援について対策を検討しているのでしょうか。

これらの課題について、小規模多機能な施設整備が必要だと思ひますが、見解をお伺ひします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

本町の在宅の老老介護、独居高齢者や8050問題を抱える家族の現状把握でございますが、従来より保健師等による家庭訪問や、民生委員さん・自治会の協力による情報提供等により、対象者の把握や見守り、安否の確認等を行ってきております。

一般的に8050問題や、その背景にあるとされるひきこもりの実態には、経済的な要因から健康、介護、就労など、その家族が抱える課題はそれぞれであり、複合的な問題を含んでいるとされております。

また、顕在化が難しく、実態の全てを把握するのは困難だと感じております。

冒頭で申し上げましたとおり、現状の把握には、職員の家庭訪問や地域からの情報提供がとても重要であると考えてございますので、今後においても従来同様、関係機関との連携を図り、相談や情報提供があった場合には、速やかに必要な支援につなげられるよう、体制を整えてまいります。

次の小規模多機能な施設整備についての質問でございますが、あらゆる業種において働き手が不足する中、厳しい状況はうかがえますが、現在、第9期介護保険事業計画策定のため実施をしたアンケート調査の集計と分析を行っております。

その中で、要介護認定者数やサービス利用者数、利用量の推計も行いますので、その結果を踏まえ、介護保険運営審議会の御意見を伺いながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。ひきこもりを含めた高齢者、あるいは障害者の問題で、私を含めて昨年からは民間の事業者の方の指導といたしますか、情報提供もいただきながら、勉強会・交流会を4回進めてきた経過があります。

その3か所の中には、高齢者をはじめ、発達障害を持つお孫さんを持つ方、あるいは、20代・30代のひきこもりのお子さんを持つ親の方、そういう方々を含めて勉強会をしてきた経過があります。

その経過の中で、やはりなかなか民生委員の方もおっしゃっていましたが、町長もおっしゃったとおり、ひきこもりの問題は非常に見えにくい問題だということでもあります。

あわせて、発達障害の問題等の自閉症など、そういう心の問題についても、なかなか近隣の相談員なり、病院には通うのも大変だから、そのために近いところへ通って相談できるような受皿をぜひつくってほしいという、強いそういう要望が出てきております。

そういう中で、やはり小清水町は以前から教育委員会・福祉課中心に、健康推進の事業を本当に一生懸命やってきている実績がある中で、やはり今必要なのは、新たに加えてほしいのは、心の健康づくりの取組も、今の時代重要になるという、そういうことも交流会で交流した経過にあります。

その事業を進めるに当たって、特に小規模多機能の施設ということについてであります。これは高齢者と障害者が在宅を訪問してもらってケアを受けられること、併せてデイサービスに通うことができる。そしてもう一つは、高齢者・障害者が共に一緒に暮らすという、そういう事業だというふうには押さえております。

この共生型、共に暮らす高齢者と障害者、これは富山型地域共生福祉というふうには呼ばれて、現在、全国展開が進んでおります。高齢者と障害者・障害児の垣根を低くして進める取組であります。

この制度は、平成15年の11月に富山型デイサービス推進特区の認定を受けまして、1番目には介護保険法による指定通所介護事業所における知的障害者及び障害児の受入れ、2つ目には、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所及び知的障害者福祉法による指定デイサービス事業での障害児の受入れが可能になったということでもあります。

この取組は、特区であります。当時、高齢者と障害者の垣根をなくして、同じ空間で住んで、国の公的な制度が適用されることとなりました。これは平成15年。そして、翌年、平成16年4月には、富山県と富山市が共同で提案した介護事業所における身体障害者・知的障害者・障害児の受入れ、これが特区

の措置を経ることなく、全国展開することが実施されました。特区に認定されなくても全国展開できるということでありまして、要するに北海道内で数か所の民間の事業所が、こういった高齢者・障害者共生型の施設運営を実施している現状にあります。

ぜひこういった国の制度と併せて、本町あるいはオホーツク圏でも、病院へ相談に行くにしても、道立の発達外来の関係では、道立の旭川と音更に行くしかないという、これは発達障害の関係ですけれども、そういう関係もあります。

そういう関係で、ぜひ本町に公設民営の民間が運営する事業者がある場合、前向きに検討することを提案したいと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えしたいと思います。私もいろんな優良事例等々、勉強させていただいたり、見に行ったりもしております。いずれも大きい市町が中心であるかな、特区をつくったり等々というのは、現実的にはあるかなと思っております。

そういうのが、この小清水町でできるのかできないのかというのは、結構大きな問題であるという認識をしておりますが、私としてはやっぱり子供からお年寄りまで、小清水で何とかできないのかなというふうに思っておりますが、小規模多機能を含めて、全てを小清水で用意はできないというふうに思っています。それは無理だというふうに思っていますので、例えばデイサービス・ホームヘルパーであれば社会福祉協議会、ショートステイであれば特別養護老人ホーム等々、受け入れる場は比較的、小清水町は小さくても何とか整っているだろうと思っております。当然病院もありますから、訪問看護等々もありますからね。

そこをうまく使っていただくということだと思いますが、小規模多機能云々というものもあるんですが、今私たちが考えているのは、総合戦略の中でも掲げておりますが、何とかグループホームを誘致をできないのかというふうには、ちょっといろいろ検討しているところであります。

これは当然公設ではなくて、何とか民間さんのほうにということで、いろんな民間さんがおられると思いますが、ただ、やっていただく以上は、永続的にやっていただくだけの力をお持ちでないといけないと思っておりますし、何とかそういう形ではできないのかなというふうには、実は検討しているところでございます。

本当に小清水町にいろんなものがあって、こういう場合はここ、こういう場合はここというのが、全て用意ができればいいんでしょうけれども、それは現実的には困難だとは思っております。

ですので、先ほどの繰り返しになりますけれども、何とかそれを代替するようなものも含めて、やっぱりずっと小清水町に住んでいられる仕組みづくりというのは難しいんですけれども、そこを目指して私たちは何とか進めたいというふうに思っていますので、公設民営って御提案がありますけれども、そこはどういう民間さんなのか分かりませんが、ぜひお声をいただければ、そこは協議検討してやっていけるんじゃないかって判断した場合については、そこは公設というものもあると思っておりますけれども、公設公営というのは今のところ全く考えておりません。それはできないと思っておりますので、ぜひそこは民間さんのお力をいただいて、いろんなものを検討していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君） 7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君） 7番。今、前向きな御答弁をいただいて、私たち、知的障害も含めて、高齢者・障害者の対応について、もう少し使い勝手がいいと言ったらちょっと失礼になりますけれども、そういうことも含めて、もう一歩前へ進むためには、やはり自分たちも努力していかないと駄目だよねという話もしています。

法人を立ち上げて、そういう情報や、そういう困っている御家族に対する支援を考えている方、そういう方も、仮に小清水にそういう受皿ができた場合、支援したいというふうな話があります。

それは以前、町長ともお会いした方というふうに言っていましたけれども、その会社では、音更町の道立緑ヶ丘病院の臨床心理師を長くやっていて、退職された方が、小清水でそういう事業をやるのであれば、御支援も非常勤で勤務も希望しているということがあります。

いずれにしても、私たちも含めて地元の間がどういふことを希望し、どういふところまで自分たちも関わっていくかということが問われることでもあります。

今後、法人立ち上げを考えることも必要じゃないかという議論もしておりますが、そういった取組に対する町長の、また最後の御答弁があればお願いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）恐らく議員とも思いは一緒だというふうに思っております。やはり子供、小清水町の皆さんが、やっぱり幸せに暮らせるには何が必要なのかということだと思います。

そこにやはり民間さんの力は欠かせませんので、もしそういう動きがあれば、ぜひ相談をいただければ、ぜひいい方向に持っていければなというふうに思っておりますので、引き続き御協議させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。（「了解しました」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）これにて、工藤孝一議員の質問は終了いたします。

以上で、通告の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

なお、本会議は午前11時30分より再開いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

#### ◎議案第58号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、議案第58号、小清水町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

畔木企画財政課長。

○企画財政課長（畔木雅之君）ただいま上程されました議案第58号、小清水町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書13ページと別冊新旧対照表を御覧ください。

本条例の一部改正につきましては、国からのデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した地方版総合戦略策定・改訂についての通知に基づき、「まちひとしごと創生総合戦略推進会議」の名称を「小清水町デジタル田園都市構想総合戦略推進会議」と改めるものでございます。

また、今後の本町における地域公共交通の活性化と再生に向けて、関係者と連携し、地域に適した公共交通の実現のための計画策定、及びその効果検証を行う協議会を設置することから、附属機関に加える条例改正を行うものでございます。

別途お配りしております新旧対照表を御覧願ひます。

改正の内容でございますが、別表中、「まちひとしごと創生総合戦略推進会議」の名称を「小清水町デジタル田園都市構想総合戦略推進会議」に改め、別表に「小清水町地域公共交通活性化協議会」の項を加えるものでございます。

最後に、改正附則でございますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第58号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第58号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第59号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、議案第59号、小清水町立小清水保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

佐藤保育所長。

○保育所長（佐藤大吉君）ただいま上程されました議案第59号、小清水町立小清水保育所条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書14ページ、また、別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

改正条例案ですが、本条例では、子ども・子育て支援法第19条第1号に該当する小学校就学前児童は保育所には入所することができない規定となっておりますが、今年度をもって閉園が決まった小清水幼稚園に通園されている児童について、令和6年4月から認定こども園が開園予定の11月までの間、保育所で受入れをする必要があることから、第5条に第2項として、小学校就学前の当該児童の保育の実施を規定する条項を追加する改正でございます。

附則であります。条例の施行を公布する日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第59号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第59号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第60号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第60号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

佐藤保育所長。

○保育所長（佐藤大吉君）ただいま上程されました議案第60号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書15ページ、別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

このたびの改正条例ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、それに伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正がなされ、市町村条例で定める運営基準となる内閣府令においても従うべき基準の改正があったことから、本条例で引用している条項の改正及び関係する読替条項の引用整理の改正を

行うものであります。

最後に附則でございますが、条例の施行を公布する日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第60号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第60号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第61号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第61号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

荒木町民生活課長。

○町民生活課長（荒木和正君）ただいま上程されました議案第61号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は16から20ページ、別途お配りしてございます新旧対照表をお開きください。

本条例の一部改正につきましては、国の医療保険制度改革に基づくもので、改正内容としましては、本年11月1日以降の出産被保険者の産前産後期間相当分の国民健康保険料を免除するための改正でございます。

新旧対照表を御覧願います。

まず、新設される条文ですが、8ページをお開きください。

下段の第24条の4は、出産被保険者の保険料の減額規定を定めるものでございます。この条項において改正法に基づき、免除期間は単胎出産の場合は4か月、多胎出産の場合は6か月と規定し、免除保険料については、医療給付賦課分、後期高齢者支援金賦課分、介護納付金賦課分の全ての賦課分を対象とするものでございます。

次に、11ページから12ページは、第33の3として、出産被保険者に関する届出規定を新たに定めるものでございます。

戻りまして、1ページから8ページの第13条、第15条、第17条6の2、第17条の7、第22条、第24条、第24条の3、及び10ページから11ページの第31条につきましては、ただいま説明いたしました第24条の4または第33の3の条項を追加する改正、減額された保険料を繰入れ基準とする国民健康保険法条文の追加、賦課期日後の計算方法の変更や文言整理でございます。

最後に改正附則でございますが、施行期日を令和6年1月1日とし、第2条では、改正後の第24条の4の規定について、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間にかかるもの、及び令和6年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年12月以前の期間にかかるもの、及び令和4年度分までの当該保険料は、なお従前の例による、とするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第61号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第61号、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号 及び 議案第63号

○議長(坂田秀昭君) 日程第13、議案第62号及び日程第14、議案第63号、令和5年度小清水町一般会計補正予算(第6号)について、令和5年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

畔木企画財政課長。

○企画財政課長(畔木雅之君) ただいま一括上程されました議案第62号及び議案第63号、小清水町各会計補正予算について、初めに、令和5年度小清水町一般会計補正予算(第6号)について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,021万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億3,156万6千円とするものでございます。

6ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正の追加は、本年度をもって契約期限を迎える小中学校の学校施設管理業務について、年度内に委託事業者の選定を行うに当たり、令和6年度から令和10年度までの5か年間の業務委託料の限度額を設定するものでございます。

7ページになります。

第3表地方債補正の変更は、ソフト事業に財源充当ができる過疎地域持続的発展特別事業債の発行可能額の決定により、20万円を増額し、限度額を変更するものでございます。

次に歳出ですが、14ページをお願いいたします。あわせて、主要施策調べを御覧ください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費8節旅費は、旅行商品や宿泊費の高騰によって不足が見込まれる普通旅費を追加、12節委託料は、セキュリティソフト更新ライセンス料の改定による不足分を追加、10節需用費及び13節使用料及び賃借料は、今後の執行見込みを考慮し、不足分をそれぞれ追加するものでございます。

2目町民活動推進費12節委託料は、広報発行ページの増に伴う追加。

4目財産管理費10節燃料費は、ガソリン価格高騰に伴う公用車燃料費の不足見込み分を追加、24節積立金は、公共施設整備を目的とした寄附が1件ありましたことから、その積立金を追加。

8目交通対策費10節需用費は、電気料高騰による不足が見込まれる交通ターミナルの光熱水費の追加に、18節負担金補助及び交付金において、網走バス小清水線運行事業に伴う補助として、広域生活交通路線維持費補助金といたしまして2,398万3千円を追加。

総務管理費総額で、2,688万9千円追加計上するものです。

3項戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカードへの氏名の振り仮名及びローマ字表記に対応するシステム改修として、住基情報等個人番号連携システム整備事業委託料298万7千円追加。

15ページになります。

4項選挙費は、4月9日に執行されました知事及び道議会議員選挙、同月23日に執行されました町議会議員選挙に係る投開票事務費用の確定に伴う補正といたしまして、総額605万8千円を減額計上するものでございます。

16ページから17ページになります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、10節需用費から18節負担金補助及び交付金まで、先日、国の補正予算が成立いたしました、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を給付する非課税世帯臨時特別給付金事業に、町独自支給対象者を加えた575世帯を対象世帯と見込み、事務費と給付金を合わせまして4,073万円を追加計上。

19節扶助費は、利用者増に伴う障害児施設給付費110万円追加、22節償還金利子及び割引料は、障害者自立支援給付費の過年度分精算に伴う返還金63万5千円追加、24節積立金は、福祉の向上を目的とした寄附が2件ありましたことから、福祉振興基金積立金41万9千円追加。

3目老人福祉費は、敬老会事業費確定に伴い、7節報償費29万2千円減額、19節扶助費を36万5千円減額、18節負担金補助及び交付金につきましては、事業量増に伴い、不足が見込まれる高齢者等住宅整備事業費補助金33万3千円追加。

7目高齢者生活福祉センター費につきましては、排煙濃度計の交換に係る建物等修繕料44万4千円を追加。

8目介護保険対策費は、3年ごとの介護保険制度改正に伴うシステム改修費分といたしまして、介護保険特別会計繰出金126万1千円追加。

社会福祉費総額で、4,426万5千円追加計上するものでございます。

続いて、18ページになります。

2項児童福祉費4目保育所費と、ページ飛びますが、21ページ下段の10款教育費6項保健体育費3目給食センター費につきましては、ALPUS処理水をめぐる中国の日本産海産物輸入停止により大打撃を受けております漁業関係者対策といたしまして、オホーツク産ホタテ消費拡大支援事業として、小中学校・保育所で2回、ホタテを食材とした給食を提供するための原材料購入費といたしまして、それぞれ計上するものでございます。

ページを戻りまして、4款衛生費1項保健衛生費につきましては、葬斎場にて不足が見込まれる光熱水費52万5千円追加。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、エゾシカ捕獲頭数の増に伴う有害鳥獣捕獲奨励報償費137万6千円追加、新たに3名を追加対象とする経営継承発展支援事業費補助金257万8千円追加、有害鳥獣駆除従事者確保のための狩猟免許取得者支援費補助金につきましては、新たに3名分の事業費35万8千円を追加。

5目農業農村基盤整備推進費は、リールマシン9台分のオーバーホールに係る部材費高騰分の追加補助が認められたことによる農業用水路等長寿命化工事請負費196万3千円を追加。

19ページになります。

6目活性化センター費は、現在改修が行われております活性化センターにおいて、改修工事によって明らかになった空調関係施設等の改修に係る追加工事分963万3千円追加。

農業費総額で、1,590万8千円追加するものでございます。

7款商工費1項商工費3目観光振興費につきましては、ふるさとまつり交付金事業が過疎債のソフト事業の対象となり、発行可能額追加に併せて、財源の振替を行うものでございます。

8款土木費3項住宅費1目住宅管理費につきましては、公営住宅長期入居者の退去に伴う中規模修繕の増加により、465万9千円の追加。

20ページになります。

9款1項消防費につきましては、電気料金の増加に伴う、斜里地区消防組合負担金33万4千円を追加計上するものです。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費は、教職員住宅改修工事費の確定による減額17万3千円。2項小学校費1目学校管理費は、遊具新設撤去工事費の確定による減額11万5千円。特別教室等の猛暑対策として、国の補助金を受け、移動式エアコン6台を導入するものとして、備品購入費49万8千円追加。

2目教育振興費7節報償費につきましては、児童数確定に伴う新入学児童報償費の減額5万円。8節旅

費につきましては、支援員の退職に伴う費用弁償19万円の減額。

21ページになります。

3項中学校費1目学校管理費につきましては、小学校と同様に、特別教室等の猛暑対策として移動式エアコン8台を導入するものとして、備品購入費70万9千円を追加。2目教育振興費17節備品購入費は、理科教材等購入事業確定により、14万5千円を減額。

22ページから24ページまで、給与費明細につきましては、2款4項選挙費に係る報酬及び職員手当等の明細となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、歳入予算ですが、9ページにお戻りください。

12款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金は、リールマシン改修に係る農業水路等長寿命化事業の受益者負担金として、60万9千円追加計上。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、障がい児入所給付・医療費等負担金は、障害児施設給付費の増加に伴う国庫負担分の55万円追加。

2項国庫負担金1目総務費国庫補助金は、住基情報等個人番号連携システム整備業務に係る国庫補助金として、298万7千円を追加。2目民生費国庫補助金は、非課税世帯臨時特別交付金事業に係る国庫補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,541万3千円追加。6目教育費国庫補助金につきましては、理科教材等購入事業費確定による理科教育設備整備費等補助金3万8千円減額。小中学校に移動式エアコンを導入するための、学校保健特別対策事業費補助金58万8千円追加計上するものです。

10ページになります。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金は、障害児施設給付費の増加に伴う道負担分27万5千円追加。

2項道補助金4目農林水産業費道補助金は、リールマシン改修に係る農業水路等長寿命化事業費補助金135万4千円追加。地域づくり総合交付金は、エゾシカ緊急対策により交付のあった道補助金16万円を追加計上するものでございます。

3項1目総務費道委託金は、知事及び道議会議員選挙費交付金で、歳出同額の92万6千円を減額。

11ページになります。

17款1項1目寄附金は、総務費寄附金1件2万円、民生費寄附金2件41万9千円を追加計上するものです。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、令和5年度当初予算編成において見込まれた財源不足の補填分として予算計上しておりましたが、決算見込みの推計によって財源の確保が見込まれることから、9千万円を減額計上。

2目減債基金繰入金につきましては、一定のルールに基づいて基金の運用をしておりますが、決算見込みの推計によって財源の確保が見込まれることから、8,920万円を減額計上。

19款繰越金は、財源調整分といたしまして、前年度繰越金を2億2,550万2千円を追加計上するものでございます。

12ページになります。

20款諸収入ですが、経営継承・発展支援事業費補助金は、3件の追加対象分として、128万9千円追加。4項雑入につきましては、障害者自立支援給付費の過年度分精算が見込まれる返還分として、101万6千円計上。

21款町債は、第3表地方債補正で御説明しましたとおり、ソフト事業の充当財源発行可能額の追加として、20万円追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）組野保健福祉課長。

○保健福祉課長（組野麻記君）続きまして、議案第63号、令和5年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の26ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ保険事業勘定において193万1千円を追加し、予算総額を6億1,095万1千円とするものでございます。

33ページをお開きください。

初めに、歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費におきまして、令和6年度から見直される介護保険制度に対応するためのシステム改修業務委託料193万1千円を追加。

31ページに戻りまして、歳入予算では、2款2項国庫補助金において、改修に係る国の財源措置として67万円、残分は一般会計による事務費負担といたしまして、6款1項一般会計繰入金を126万1千円、合わせまして、歳出と同額の193万1千円追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第62号、令和5年度小清水町一般会計補正予算（第6号）について質疑を受けます。

9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）9番。細かいことなんですけど、ホタテの購入の件だったんですけど、このホタテって、どこから買うのかをちょっと聞きたいんですけど。よろしくお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

村上生涯学習課長。

○生涯学習課長（村上信二君）今回は網走のほうを窓口といたしまして、網走市のほうの漁協のほうから購入という形になります。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

ほかに。

1番、槻間善高議員。

○1番（槻間善高君）農業予算のところで、リールマシンについてですけれども、この修理の状況についてはどの程度進んでいるのか。それと、修理の自己負担分については、去年と額が違っているのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸産業課長。

○産業課長（石丸寛之君）お答えをさせていただきます。

まず、リールマシンの修理の状況でございます。

小清水町全域で合計台数が64台ございまして、令和4年度から令和6年度にかけて、そのうちの24台の修理を行おうとするものでございます。今回の予算につきましては、そのうちの9台ということで予算措置をさせていただいてございます。

それから、自己負担の部分でございますが、先ほど企画財政課長の説明にもあったかと思いますが、資材高騰されております。そのため受益者に求める分担金についても、当然ながらその分御負担いただくということになってございますが、過去から受益者負担分については、31%分を負担いただくという形になってございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

ほかに。

5番、瓜田新一議員。

○5番（瓜田新一君）5番です。住民非課税の7万円の国の補助と、町独自でやっている補助がありますが、国事業の対象外というのは、どういう対象にしているのか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

組野保健福祉課長。

○保健福祉課長（組野麻記君）お答えいたします。

町独自で言う、国事業の対象外者分と言いますのは、世帯の全員が課税者の被扶養者となっている世帯のことを言っておりまして、ここについては、今回の給付金では国事業の対象外となっております。そ

この分を町独自の施策として給付として行うものでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

瓜田新一議員。

○5番（瓜田新一君）5番です。何回か質問したことあると思うんですけども、何ていうんですか、デリケートな問題で、もらえばうれしいんでしょうけども、何ていうんですか、非課税、前年度の収入ですよ。前回は質問したと思うんですけども、前年度収入がなくて、今年度はちゃんと正規に働いていますよという人も、この対象になりますよね。反対に、前年度は働いて、その反対もあります。

だから、微妙な問題で、これが駄目とかいいとかちゅう問題じゃないんですけども、難しい問題だとは思いますが。

その後、ちょっともう一点なんですけども、交通対策費、詳しい計算式も1回聞いたことがありますけども、前年度から400万近く上がっています。これからずっと上がっていくと思うんですけども、交通対策費っていうのは全国的な問題で、何とか維持はしていかなきゃならないと思いますけども、この先ずっとこういう方法を続けていくのか、それとも何か違う方法があるのか。難しい問題だと思いますけども、この計算でいくと、五十何%が小清水町の負担で、網走までの距離だと思うんですけども、あと残りが網走市の負担だと。これをなくしたら、網走バスはやっぱり撤退しちゃう可能性はあります。どうでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）議員おっしゃるとおり、毎年数百万ずつ増えているのが現状だと思います。

いつまで維持をするのかということですね。減便をしながら頑張って続けていただいていますけども、網走市内、市内線においても減便しているわけですね。そんな中で、小清水線については、辛うじて残っていただいているということでもあります。

網走バスさんの考え方としては、これどこの職種もそうなんですけども、働き方改革、運転手不足、すごい大きな問題であります。これは、この辺、地域だけではなくて、全国的な問題でありますけども、議員おっしゃるとおり、それをどこまで守るんだということだと思います。

先ほど議員からもありましたが、42%弱は網走市が負担しているわけですから、いわゆる北浜までの分は網走市が、それをどこまで負担するというのは、これから網走市さんとの協議になると思いますし、現実的には、網走バスが重荷になっているのは、朝の便と最終便なんです。これは何かあって、働き方改革ですね。

そこは一番本町としては守らなきゃいけないところなんですけれども、ここについては、今、公共交通の計画を今策定中でありますけれども、その中でも広く議論しながら、どこまで守るかということだと思います。

このまま行くと、毎年四、五百万ずつ上がっていくんだらうと思いますが、ただ、朝晩の便は高校生の方が主として乗っているものですから、そこは守り続けたいと思いますが、代替、いわゆる費用負担の問題ありますけども、コストの問題ありますけれども、どの形が一番いいのかというのは、今後しっかりと検討しながら、網走バスさんとは協議をしていきたいかなと思っています。

網走バスさんも、本当に運転手が厳しいと言っていますので、これハイヤーさんも同じなんですけども、そこは守りながらも、ほかの代替の部分も併せて検証しながら、町民が困らないような形を整えていきたいなというふうに思っております。

○議長（坂田秀昭君）5番、瓜田新一議員。

○5番（瓜田新一君）小清水町は、ちょっと市街地がJRから離れているというので、ちょっと特殊な事情があると思います。斜里町と比べても、斜里町は網走の通し便が廃止しちゃって、そんな中で高校生あたりも相当いると思いますけども、JRで。

だから、考え方としては、浜小清水から小清水までの輸送、それから、浜小清水からはJRで運んでもらうっていう方法もあると思いますが、そうするとやっぱり通し便がなくなって、一般の人が利用できないっていう不便さも出てきますけども、全国的な問題ですから大変なことだと思いますけども、何とか町

内の交通も考えながら、何かうまい方法を見つけないかと思っておりますけれども、毎日のように報道で出ていますけれども、本当に運転手がいなくて、給料を上げて、介護職もそうなんだろうけれども、給料を上げたにしても、なかなか田舎には来てくれないという状況がありますけれども、そんな中でも、高校生、子供たちを守らんきゃならん、教育の場をあげなきゃいけない、そんな面も含めて大変厳しいとは思いますが、何かお互いにいい方法を考えたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）要望でよろしいですか。（「はい」と呼ぶものあり）  
ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。  
議案第62号、採決いたします。  
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第62号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、令和5年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を受けません。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。  
議案第63号、採決いたします。  
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第63号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第64号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第64号、小清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

畔木企画財政課長。

○企画財政課長（畔木雅之君）ただいま上程されました議案第64号、小清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について御説明申し上げます。

本計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度から令和7年度を計画期間として、令和3年9月に町議会の議決をいただき策定したところであり、今回の計画変更につきましては、現行の搭載計画に、新規事業につきまして事業追加の計画変更を行うものでございます。

議案書24ページの過疎地域持続的発展市町村計画を御覧願います。

変更の内容は、計画本文の地域における情報化施策の区分計画の表中、事業名「その他の情報化のための施設」として、災害時に衛星回線を活用した監視運用システム等の導入や地域のDX推進事業を展開することとし、「情報通信技術利活用事業」を追加するものです。

本計画の変更に関しましては、北海道との事前協議が整いましたことから、過疎地域の持続的発展の支

援に関する特別措置法第8条第10項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第64号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第64号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第65号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、議案第65号、小清水町活性化センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

石丸産業課長。

○産業課長（石丸寛之君）ただいま上程されました議案第65号、小清水町活性化センターの指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

議案書25ページになります。

小清水町活性化センターは、指定管理者制度による管理・運営を行っているところでございますが、令和6年3月31日をもって、有限会社マリン北海道との指定管理期間が満了となるところでございます。

このことから、令和6年4月1日から3年間について、改めて指定管理者制度を活用することとし、小清水町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定に基づき、指定管理者になろうとする法人を募集したところ、1件の応募があり、去る12月1日開催した選定委員会において、応募者の提案説明及び質疑応答を行い、評価・選定を行ったところでございます。

その結果、議案に記載のとおり、網走市海岸町25番地の8、有限会社マリン北海道、代表取締役下山大輔氏を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、御提案申し上げるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第65号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第65号、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号

○議長（坂田秀昭君）日程第17、議案第66号、オホーツク町村公平委員会規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第66号、オホーツク町村公平委員会規約の変更について御説明申し上げます。

オホーツク町村公平委員会は、昭和42年に管内町村公平委員会として設置され、現在13か町村及び4つの一部事務組合をもって構成されております。

このたび、本委員会の共同設置地方公共団体長を、令和6年4月1日から大空町長から興部町長に変更するため、本委員会規約の一部を改正するものであります。

このことについては、本年開催されたオホーツク町村会臨時総会にて、団体長の変更についての了承を得て、規約の変更内容等の調整が整いましたので、地方自治法第252条の7の規定に基づき、各構成町村において議会の議決を求めるものであります。

別途お配りしております、新旧対照表を御覧願います。

本規約の変更につきましては、先ほど申し上げましたとおり、本委員会の共同設置地方公共団体長を大空町長から興部町長に変更することに伴い、改正するものであります。

附則でございますが、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第66号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第66号、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第67号、小清水町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

荒木町民生活課長。

○町民生活課長（荒木和正君）ただいま上程されました議案第67号、小清水町手数料条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

まず、本条例につきましては、関係いたします政令及び省令の改正が、議会告示後の12月6日となりましたので、本日の御提案となりましたので、御了承願います。

本条例の一部改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、いわゆる標準手数料政令の一部改正、及びこの標準手数料政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部改正により、新たに開始される戸籍及び除籍電子証明書の手数料に関する規定を追加するなど、本町手数料条例の別表に定める戸籍法に関する手数料の改正をするものでございます。

お配りしてございます新旧対照表を御覧願います。

なお、本一部改正により生じます文言の整理については、説明を省略させていただきます。

また、別表中の各号、片括弧につきましては、標準手数料政令に合わせて、各号において繰上げ、繰下げ、統合を行ってございます。

初めに、戸籍謄本等の交付事務でございますが、自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の窓口でも、戸籍謄本または除籍謄本の交付請求ができる、いわゆる広域交付が可能となりましたので、別表中、2の片括弧1及び2ページの片括弧4において、広域交付に関する規定を追加する改正でございます。

続きまして、新規事務でございますが、戸籍電子証明書提供用識別符号または除籍電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、電子的な戸籍または除籍の記録事項の証明情報の提供が可能となりまして、この電子証明書提供用識別符号の発行に関する規定を、別表中、2の片括弧3及び3ページの片括弧6において、戸籍においては1件につき400円、除籍については1件につき700円とする規定を追加する改正でございます。

続きまして、3ページでございますが、別表中、2の片括弧7において、従来の受理証明書の交付及び届け書等の記載事項証明書の交付に加え、新たに届け書等の書類を画像情報として作成したものの内容に係る証明書の交付請求を可能とする改正でございます。

続きまして、4ページでございますが、別表中、2の片括弧8において、従来の届け書等の閲覧に加え、新たに届け書等情報の内容を出力したものを閲覧請求を可能とする改正でございます。

最後に、改正附則でございますが、当該施行日に併せ、令和6年3月1日としてございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。戸籍法の改正でという提案ですが、具体的には、役場の窓口で何がかわるか、何が増えるのか、ちょっと分かりやすい表現でお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

荒木町民生活課長。

○町民生活課長（荒木和正君）先ほども御説明申し上げましたが、大きく変わるのは、本籍地に請求しなくても、本籍地が小清水でなくても、全国の市町村の窓口で戸籍の謄本の交付が可能になったと、そこが今一番大きな点でございます。

あとは、電子識別等については、実際には今利用は、今んところはされていないというか、されていないんですけども、大きく変わるのは、今の戸籍広域交付でございますが、それ以外については直ちに使えるということではなくて、早くとも令和6年度末ぐらいにならないと、完全に戸籍のシステムとかの改修が終わっていないので、まだ使われないというふうに聞いてございます。

大きいのは、戸籍謄本の広域交付です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。（「はい」と呼ぶものあり）

ほかに。

5番、瓜田新一議員。

○5番（瓜田新一君）5番です。条例そのものじゃないんですけども、窓口で手続きしてもらって、領収書出ますけども、領収書の何ていうの、名前が「ワタシノ」で出てくるんですけども、ちょっと関係ないんですけども、それで法人だとかそういうので大丈夫ですかね、あれでは。小清水町っていうのは一切入ってこないんだよね。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

荒木町民生活課長。

○町民生活課長（荒木和正君）出ているのはレシートだと思われまので、領収書が必要な方には別途対応等、考えていきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。（「はい」と呼ぶものあり）

ほかにございませぬか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。  
議案第67号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。  
よって、議案第67号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(坂田秀昭君) 以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。  
これをもって、令和5年第7回町議会定例会を閉会いたします。  
慎重審議ありがとうございました。

(午後0時20分)